第九十条（見出しを含む。）中「第九条第一項第三号」を「第九条第一項第五号」に改める。

第九十三条第一項中「若しくはロ」を「、ロ、ハ若しくはニ」に改め、同条第三項第三号中「若しくは令第十条第一項第一号ロ」を「、令第十条第一項第一号ロ」に改め、「第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき」の下に「、令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第一号ニに掲げる者が令第九条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき」を加え、「に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第二号」を「から第四号までのいずれか」に改める。

第九十四条（見出しを含む。）中「若しくはロ」を「、ロ若しくはハ」に改める。

第九十五条第一項中「第十条第一項第一号ハ」を「第十条第一項第一号ホ」に、「第九条第二項第三号」を「第九条第二項第五号」に改め、同項第四号中「第九条第一項第三号」を「第九条第一項第五号」に、「同条第二項第三号」を「同条第二項第五号」に改め、同条第六項中「若しくは令第十条第一項第一号ロ」を「、令第十条第一項第一号ロ」に改め、「第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき」の下に「、令第十条第一項第一号ハに掲げる者が令第九条第一項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第一号ニに掲げる者が令第九条第一項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき」を加え、「に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第二号」を「から第四号までのいずれか」に、「第十条第一項第一号ホに掲げる者が令第九条第一項第三号」を「第十条第一項第一号ホに掲げる者が令第九条第一項第五号」に、「第九条第二項第三号」を「第九条第二項第五号」に改める。

第九十六条第一項第一号中「児童福祉法」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法」を加え、同項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第九十六条第二項第一号を同項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

第九十六条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第九十七条第一号中「児童福祉法」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法」を加え、同条第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第九十八条第一号を同条第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　児童福祉法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給

第九十八条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の特定医療費の支給

第九十九条第三項中「第九条第一項第三号」を「第九条第一項第五号」に改める。

第百八条第一項中「第三十一条の七」を「第八十四条」に改め、同条第三項中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第五号」に改める。

様式第六号（裏面）中「第9条第1項第2号に掲げる者である場合は「A」と、同項第1号又は同条第2項第1号に掲げる者である場合は「B」」を「第9条第1項第2号又は第2項第2号に掲げる者である場合は「ア」と、同条第1項第3号又は第2項第3号に掲げる者である場合は「イ」と、同条第1項第1号又は第2項第1号に掲げる者である場合は「ウ」と、同条第1項第4号又は第2項第4号に掲げる者である場合は「エ」に改める。

様式第七号（裏面）中「第9条第1項第3号に掲げる者である場合は「C」」を「第9条第1項第5号又は第2項第5号に掲げる者である場合は「オ」に改める。

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第三条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の五第一号中「昭和二十二年法律第百六十四号）」の下に「第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法」を加え、同条第九号の四の次に次の一号を加える。

九の五　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項の特定医療費の支給

第二十四条の二の見出し中「第二十七条の二第三項」の下に「第一号」を加え、同条中「同項各号」を「同項第一号又は第二号」に改める。

第二十四条の三の見出し及び各号列記以外の部分中「第二十七条の二第三項」の下に「第一号又は第二号」を加え、同条第二号中「第二十七条の二第三項各号」を「第二十七条の二第三項第一号又は第二号」に改める。

第二十六条の二中「第四十三条第一項第一号ハ」を「第四十三条第一項第一号ホ」に、「第二十九条の三第一項第五号」に改める。

第二十六条の三第一項中「標準負担額減額認定申請書」を「食事療養標準負担額減額認定申請書」に改め、同項第三号中「第二十九条の三第一項第五号イ及びロ」を「第二十九条の三第一項第五号イ及びロ」に、「減額認定世帯員」を「食事療養減額認定世帯員」に改め、同条第二項中「標準負担額減額認定証」を「食事療養標準負担額減額認定証」に、「減額認定証」を「食事療養減額認定証」に改め、同条第三項中「減額認定証」を「食事療養減額認定証」に、「減額認定世帯員」を「食事療養減額認定世帯員」に改め、同条第四項から第八項までの規定中「減額認定証」を「食事療養減額認定証」に改める。

第二十六条の四（見出しを含む。）及び第二十六条の五中「減額認定証」を「食事療養減額認定証」に改める。

第二十六条の六の三中「第四十三条第一項第一号ハ」を「第四十三条第一項第一号ホ」に、「第二十九条の三第一項第五号イ及びロ」を「第二十九条の三第一項第五号イ及びロ」に改める。

第二十六条の六の四を第二十六条の六の五とし、第二十六条の六の三の次に次の一条を加える。

（生活療養標準負担額の減額に係る保険者の認定等）

第二十六条の六の四　健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号の規定による保険者の認定（第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の四に規定する保険者の認定を除く。以下この条において「認定」という。）を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した生活療養標準負担額減額認定申請書に、第二号及び第三号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

一　世帯主若しくは組合員又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日

二　認定を受けようとする被保険者の入院期間

三　令第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者（第三項第一号において「生活療養減額認定世帯員」という。）の全てが、前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者である旨

四　被保険者証の記号番号

2　前項の申請に基づき、認定を行つたときは、保険者は、様式第一号の六の二による生活療養標準負担額減額認定証（以下「生活療養減額認定証」という。）を、同項の認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、保険者が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。

3　認定を受けた被保険者が、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を保険者に返還しなければならない。

一　生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者でなくなつたとき。

二　生活療養減額認定証の有効期限に至つたとき。